

令和7年12月25日 第8回健康・医療・介護WG
大石専門委員・紀伊専門委員・時田専門委員提出資料

地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直しについて（意見）

我が国では、生産年齢人口の減少が進む一方で、2040年頃には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者人口が増加する見通しであり、こうした中において、既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている地域、高齢者人口が今後急増する都市部など、地域によって高齢化の進展や人口減少のスピードに大きな差が生じている。このように地域によって介護サービス需要の変化及び有する地域資源が様々であることから、必要なサービスの提供体制のあり方も異なってくる。

こうした状況を念頭に、厚生労働省が公表した社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見（案）」（令和7年12月22日）においては、人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に向け、とりわけ中山間・人口減少地域における柔軟な対応等について、以下の検討の方向性について言及されている。

- 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制
 - ・地域の類型の考え方
 - ・中山間・人口減少地域、大都市部、一般都市等のそれぞれの考え方
- 中山間・人口減少地域における柔軟な対応
 - ・特例介護サービスの枠組みの拡張
 - ・地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み
 - ・介護サービスを事業として実施する仕組み
 - ・介護事業者の連携強化 等
- 大都市部・一般都市部等における対応
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

上記の方向性を踏まえ、今後、社会保障審議会介護給付費分科会等で具体的な検討を行うとされているが、既に中山間・人口減少地域以外の地域においても、介護人材不足が顕著となり、介護サービスの提供が困難となっている実態もある。このような状況に対応するため、「高齢者の自立を支援する」という介護保険制度の理念を尊重しつつ、介護サービスの質を適切に評価し、維持することを前提に、各地域において、より効果的・効率的なサービス提供が可能となるよう、抜本的な制度の見直し等を早急に進めていく必要がある。

本日は、上記の課題認識を踏まえ、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」等について、下記の意見を申し上げる。

記

○ 地域の実情に応じてサービス提供体制を維持・確保するため、人材確保、ＩＣＴ等の活用等の生産性向上の方策など、自治体が必要な対策を講じた上で、それでもなおやむを得ない場合、中山間・人口減少地域に限定した特例的なサービス提供を行う枠組みとして、特例介護サービスに新たな類型を設けることが検討されているところ、今後の具体的な要件の検討に当たっては、以下の事項について留意すべきである。

① 対象地域の範囲

- ・中山間・人口減少地域の対象地域の範囲に関し、国において一定の基準を示すとされているところ、例えば県庁所在地である地方都市においても、既に介護サービス提供が困難となるエリアを有する地域があることから、その対象地域の範囲を過度に限定すべきではないこと。
- ・また同一市町村においても市町村内的一部エリアを対象地域とすることを可能とするなど、具体的な対象地域の特定にあたっては、市町村の意向が反映されるプロセスとすべきであること。
- ・他の地域でも近い将来に中山間・人口減少地域になる可能性があることを踏まえて、中山間・人口減少地域を先行事例としつつ、今後対象地域の範囲の拡大を早期に検討する必要があること。

② 特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・職員の負担への配慮の観点から、職員の賃金の改善に向けた取組、ＩＣＴ機器の活用、サービス・事業所間での連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うことなどが検討されているところ、実態として、既にサービスの担い手不足が深刻な地域にある小規模事業者等においては人材確保やＩＣＴ機器の活用等が困難であるとの声があることから、事業者の規模等にかかわらず活きた制度とするため過度な前提要件とならないよう、適切な配慮を行う必要があること。
- ・人員配置基準の緩和等について、既存の特例介護サービス（基準該当サービス、離島等相当サービス）の配置基準も参考にしつつ、既存のサービス類型（訪問介護、通所介護等）の枠組みにとらわれない柔軟なサービスを検討する必要があること。加えて、ストラクチャー・プロセス中心の評価から、アウトカムベースで介護サービスの質を評価する仕組みに転換すべきであり、持続可能性の懸念が最も大きい中山間・人口減少地域からその先鞭を付けること。その上で、柔軟なサービスについての実証・検証は早期に着手すべきであり、その検証プロセスを通じて、アウトカムベースで最低限担保すべき品質指標を明確にすることが重要であること。そこで明確にされたアウトカムベースでの品質について、国が最低限の基準を示しつつ、地域の実情に応じた持続的なサービス提供体制を維持できるよう、自治体の自主性・主体性を確保する仕組みにすること。
- ・新たな類型の特例介護サービスについては、居宅サービス等に加え、施設サービスや居宅サービスのうち特定施設入居者生活介護も対象とすることが示されているところ、品質担保を前提とした要件緩和が可能だと考えられる業種（介護老人福祉施設等）についても対象として含まれること。

ことを明確化すること。

③地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、安定的な経営を行う仕組みとして、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価を選択可能とすることが検討されているところ、事業者及び利用者双方にとってのモラルハザードが生じないよう、各事業所におけるアウトカムベースでの品質が確保されているかを含め、介護報酬に応じた効率的・効果的なサービス提供がなされているかを確認するための手法についても検討すること。

④介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・上記のような給付における特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制を維持することが困難なケースが想定される場合に備え、中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設けることが検討されている。こうした対応には市町村の自主性・主体性が求められる一方で、中山間・人口減少地域においては、こうした事業設計を行うための自治体の人的リソースが十分ではないことが考えられる。人的リソースの限られた自治体に対する支援の仕組みも併せて検討すべきであること。

⑤制度運用

- ・自治体及び事業者の双方が、特例介護サービス（既存の基準該当サービス、離島等相当サービス含む）を認知しておらず、本制度を活用できなかつたケースがあるとの指摘があることから、自治体及び事業者双方への周知徹底、好事例の展開・ガイドラインの作成などにより、認知度向上及び活用促進を図るべきであること。

以 上